

## 浅井康正理事に対する問責決議

浅井康正議員は、議会運営委員会理事という責任ある立場にありながら、議会運営委員会及び同理事会において、円滑な議会運営を著しく損なう発言を繰り返し、名古屋市会全体を混乱に陥れた。

その発端は、本年6月定例会において、減税日本ナゴヤ所属議員等が提出した議案の取扱いをめぐり、総務環境委員会での質疑が終了した後に、他委員会で同会派所属委員が本会議での提案趣旨説明の一部を削除したい旨の発言を行ったことが起因となり、7月3日の総務環境委員会において、再度、当該議案を取り扱う事態を引き起こしたことにある。

この異例の事態による混乱は閉会後も収まらず、迎えた9月定例会において、総務環境委員会の要請を受ける形で、減税日本ナゴヤ所属の議案提案者のうち浅井康正議員を含む11名の連名により、委員会運営に混乱を生じさせたことをお詫びする謝罪文が提出され、ようやく議会の正常化に向けた第一歩が踏み出されたものと思われた。

ところが、浅井康正議員は、11月11日の議会運営委員会理事への就任以降、総務環境委員会の運営に関する協議の際に佐藤ゆうこ議員が無断録音した音声を聞いたわけではないとしながら、総務環境委員会における混乱は減税日本ナゴヤからの申し出によるものではない旨の発言をするなど、同会派所属議員出席のもと、総務環境委員会や議会運営委員会及び同理事会で協議、確認してきた内容をことごとく否定する発言を繰り返した。11月26日の議会運営委員会においては、9月定例会で総務環境委員会に提出した謝罪文について、その内容を理解した上で署名したのではないと述べ、自らも署名した書面の内容があたかも虚偽であるかのような発言を行い、また、7月3日の総務環境委員会が開会時間を繰り上げたことについても、同会派からの申し出によるにもかかわらず、理解はしていないと発言した。

このような浅井康正議員の発言は、これまで各所で積み重ねてきた議論、協議を水泡に帰するものであると同時に、減税日本ナゴヤが引き起こした問題の責任を他者に転嫁するものであり、断じて許されるものではない。

また、総務環境委員会の運営に関する協議の際に佐藤ゆうこ議員が無断録音を行った問題に関しても、浅井康正議員は、当該録音を行った理由や会派としての今後の対応に関する発言を二転三転させ、議会運営委員会及び同理事会の議事を混乱させただけでなく、これまでの議会運営委員会で自ら発言した内容を確認すると約束しながら、何の報告もせず放置するなど、円滑な議会運営に向けた真摯な対応を取らなかった。

さらに、浅井康正議員は、平成31年2月定例会において「失われた名古屋市会の信頼を回復させるため浅井康正議員に対し猛省を求める決議」が全会一致により可決されて以降、議会の場で信頼回復に向けた行動を一切取っていないことを指摘されると、謝罪は決議があつてからはしていないと述べた上で、そういう指摘はハラスメントではないかと不満をあらわにし、議会運営委員会理事の互選に際しては、私は問責決議を受けた認識はないと開き直る発言をしており、このような同決議の趣旨を全く理解しない態度は、議会を冒瀆するものと言わざるを得ない。

よって、名古屋市会は、長期にわたる議会の混乱を解消し、一刻も早い正常化を図るため、浅井康正理事に対し、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和2年12月9日

名古屋市会